（令第十四条の十四の申出書の記載事項等）

第七十三条の三　令第十四条の十四の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　法附則第九条の四の七第一項各号のいずれかに該当する旨、その理由及び同条第三項、第四項本文、第五項又は第六項本文のいずれかに規定する期間

三　基礎年金番号

2　前項の申出書を提出するときは、これに次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　第七十三条第二項第二号に規定する関連資料

三　法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する特定手続が次に掲げるものであることにより前項の申出書を提出するときは、それぞれ次に掲げる書類

イ　法第九十条第一項の申請　第七十七条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類）

ロ　法第九十条の二第一項から第三項までの申請　第七十七条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類）

ハ　法第九十条の三第一項の申請　第七十七条の四第二項第二号から第五号までに掲げる書類（当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類）

ニ　平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の申請　第七十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類）

3　前二項の規定によつて第一項の申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類については、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

（令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続）

第七十三条の四　令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一　経過措置政令第七条第一項の申出

二　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十九条第一項の申出

（令第十四条の二十二の申出書の記載事項等）

第七十三条の五　令第十四条の二十二の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　法附則第九条の四の九第一項の申出をする場合　同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）

ロ　法附則第九条の四の十第一項の申出をする場合　同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）

ハ　法附則第九条の四の十一第一項の申出をする場合　同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）

三　基礎年金番号

2　前項の申出書を提出するときは、これに第七十三条の三第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3　第七十三条の三第三項の規定は、前二項の規定によつて第一項の申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類について準用する。

第八十二条中「申込み」の下に「、令第十四条の十四若しくは第十四条の二十二の申出」を加える。

第九十九条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第七十三条の二の規定による関連資料の収集及び助言その他必要な援助

第百十六条第九号中「第八十五条第三項」を「第七十三条の三第三項（第七十三条の五第三項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十七号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第十八条第二項第一号中「医師の診断書」を「請求者が、前号に規定する者以外の者である場合にあっては、医師の診断書」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　請求者が、現に国との間でハンセン病に関する裁判上の和解（ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成十四年一月二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）が成立している者である場合にあっては、当該裁判上の和解に関し、訴えを提起した裁判所名、原告の番号及び和解の期日を明らかにすることができる書類

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十八号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号中「第十一条の五」を「第十一条の三十二」に、「第百条の六第一項」を「第百条の八第一項」に、「第十五条の三」を「第十五条の十」に改める。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第二条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条第三号中「第十一条の五」を「第十一条の三十二」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。